

旅館業法施行条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第15号

旅館業法施行条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

旅館業法施行条例の施行等に関する規則（昭和55年墨田区規則第31号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（説明会の開催等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 説明会等で説明すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、戸別訪問による場合は、文書の配布等の方法によるものとする。</p> <p>(1) <u>申請予定者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>(2) <u>施設の所在地</u></p> <p>(3) <u>施設の名称</u></p> <p>(4) <u>営業の種別</u></p> <p>(5) <u>施設の構造設備の概要</u></p> <p>(6) <u>工期（工事着工、完成予定及び営業開始予定の年月日をいう。）</u></p> <p>(7) <u>施設の管理運営方法</u></p> <p>(8) <u>営業従事者が常駐する場所</u></p> <p>(9) <u>周辺住民等からの問合せ先及び営業開始後の緊急連絡先</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>（営業施設入り口付近の表示）</p> <p>第13条 条例第9条第5号の規則で定める表示は、<u>宿泊者又は周辺住民等が見やすい場所、文字の大きさ及び色であることに配慮し、次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>（生活環境の悪化等を認識することができる場所）</u></p> <p>第19条 条例第10条第10号ただし書に規定する規則で定める場所は、次のいずれかの建物内に設置される場所をいう。</p> <p>(1) <u>営業施設と同一の建物</u></p> <p>(2) <u>営業施設と同一の敷地内に存する建物</u></p> <p>(3) <u>営業施設の敷地に隣接している敷地に存する建物</u></p> <p>(4) <u>営業施設の敷地に接する幅員4メートル以下の道路又は通路を挟んで近接する</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) <u>申請予定者の氏名</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>(5) 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(6) <u>周辺住民等からの問合せ先</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 条例第9条第5号の規則で定める表示は、<u>宿泊者又は周辺住民等が見やすい場所に、次に掲げる事項を表示するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>（簡易宿所営業の玄関帳場等）</u></p> <p>第19条 条例第11条第1項第6号の規則で定める基準は、<u>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。この場合において、緊急</u></p>

<p><u>敷地に存する建物</u></p> <p>第12号様式 [別紙のとおり]</p>	<p><u>時に対応することができる体制については、宿泊者又は周辺住民等の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、直ちに従業者が駆けつけることができる体制であることを要する。</u></p> <p>第12号様式 [別紙のとおり]</p>
---	---

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第12号様式【改正後】

年 月 日

墨田区長 あて

申請予定者 住所
氏名
電話 ()

〔法人にあっては、その名称、事務所
所在地及び代表者の氏名〕

説明会等報告書

旅館業法施行条例第4条第1項の規定により、説明会等の結果を下記のとおり報告
します。

記

- 1 説明会開催日時
(戸別訪問の場合は、訪問期間)
- 2 説明会開催場所
- 3 出席人数
(戸別訪問の場合は、訪問説明をした人数)
- 4 説明をした周辺住民等の名簿 別紙のとおり
- 5 配布資料 別紙のとおり
- 6 内容(詳細に記入してください。)
 - (1) 事業者 住所
氏名
 - (2) 説明者 氏名
 - (3) 施設の名称
 - (4) 施設の所在地
 - (5) 営業の種別(営業の形態)
 - (6) 施設の構造設備の概要

ア 敷地面積	m ²	イ 建築面積	m ²
ウ 延べ床面積	m ²	エ 構造	
オ 階数 地上 階 地下 階		カ 客室数	定員数
キ 玄関帳場(フロント)の構造			
浴室、シャワー室の構造			
客室の内部構造			
ク 営業施設の外観等			
 - (7) 着工予定年月日 年 月 日
完成予定年月日 年 月 日
営業開始予定年月日 年 月 日
 - (8) 施設の管理運営方法
 - (9) 営業従事者が常駐する場所
 - (10) 周辺住民等からの問合せ先及び営業開始後の緊急連絡先

第12号様式【改正前】

年 月 日

墨田区長 あて

申請予定者 住所
氏名
電話 ()

〔法人にあつては、その名称、事務所
所在地及び代表者の氏名〕

説明会等報告書

旅館業法施行条例第4条第1項の規定により、説明会等の結果を下記のとおり報告
します。

記

- 1 説明会開催日時
(戸別訪問の場合は、訪問期間)
- 2 説明会開催場所
- 3 出席人数
(戸別訪問の場合は、訪問説明をした人数)
- 4 配布資料
- 5 内容 (詳細に記入してください。)

(1) 事業者 住所
氏名

(2) 説明者 氏名

(3) 施設の名称

(4) 施設の所在地

(5) 営業の種別 (営業の形態)

(6) 施設の概要

ア 敷地面積 m^2 イ 建築面積 m^2

ウ 延べ床面積 m^2 エ 構造

オ 階数 地上 階 地下 階 カ 客室数 定員数

キ 玄関帳場 (フロント) の構造

ロビーの構造

浴室、シャワー室の構造

客室の内部構造

ク 営業施設の外観等

(7) 着工予定年月日 年 月 日

完成予定年月日 年 月 日

営業開始予定年月日 年 月 日